

出雲市監査委員告示 第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、平成29年2月28日に、出雲市長から平成27年度財政援助団体等監査に対する改善措置の通知がありましたので、同条項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年（2017） 3月 16日

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 多々納 剛 人

財 政 第 1 5 1 号

平成29年(2017)2月28日

出雲市監査委員 様

出雲市長 長 岡 秀 人

平成27年度財政援助団体等監査に係る改善措置について（通知）

平成28年（2016）4月15日付監査第10号で通知のあった監査結果に基づいて講じた改善措置について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

財政援助団体等監査に対する改善措置の状況

通し	監査実施年度	監査通知年月日	監査文書番号	監査種別	監査対象	監査結果	措置の状況	回答担当部	担当課
1	27	H28.4.15	監査第10号	財政援助団体等監査	株式会社未来サポートさだ及び農林水産部農業振興課	<p>【地域主体型アグリビジネスモデル構築事業について（株式会社未来サポートさだに関する事項）】</p> <p>① 変更承認申請の必要性について 「出雲市地域主体型アグリビジネスモデル構築事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第5条は、事業の変更等に際し、補助事業者からの変更承認申請書の提出を義務付け、補助事業に要する予算の変更の際には、ただし書きで「経費区分間における予算配分の変更のみで、かつ、その増減率がいずれの経費区分においても30パーセント以内となる場合は、この限りではない。」と規定している。</p> <p>ところが、市へ提出された収支予算書と収支決算書と比較したところ、経費区分間における予算配分の変更で、その増減率が30%を超える変更がいくつか見受けられた。その中には、当初予定した経費が全く使用されなかったものや、予定していなかった備品購入に充てた変更もあった。</p> <p>今後、経費区分間の予算配分の変更については、補助金交付要綱に基づき適正に処理されたい。</p>	経費区分の増減率が30%を超える経費がある場合には、補助金変更交付申請手続きを行うよう指導しました。	農林水産部	農業振興課
2	27	H28.4.15	監査第10号	財政援助団体等監査	株式会社未来サポートさだ及び農林水産部農業振興課	<p>【地域主体型アグリビジネスモデル構築事業について（株式会社未来サポートさだに関する事項）】</p> <p>② 補助金に合わせた決算調整と事業から発生する収入の取扱いについて この補助金の補助率は、補助金交付要綱第2条関係の別表により定額とされている。そのためか、市に提出された実績報告書やその添付書類を確認したところ、補助金額と、補助事業経費を一致させるために、請求金額の一部を別会計からの支出とした事例や、事業実施によって発生した販売代金や講演会の参加費といった収入を計上していない事例が見受けられた。</p> <p>この補助金は定額ではあるが、事業実施に際して必要な全体の収支を市へ申請、報告することにより、補助事業の透明性を確保されたい。</p>	補助金にかかる事業全体の収支について報告するよう指導しました。	農林水産部	農業振興課
3	27	H28.4.15	監査第10号	財政援助団体等監査	株式会社未来サポートさだ及び農林水産部農業振興課	<p>【地域主体型アグリビジネスモデル構築事業について（株式会社未来サポートさだに関する事項）】</p> <p>③ 証拠書類の不一致について 補助事業に係る会計処理帳簿を確認したところ、提出された請求書や領収書と市提出の実績報告書添付の請求書（写）や領収書（写）が一致していないものがあった。</p> <p>このことについては、「書類の整備が不十分であり、誤った資料を提出していた。」とのことであるが、書類等の整備は慎重に行われたい。</p>	関係書類の管理保管については、適切な整理を行うよう指導しました。	農林水産部	農業振興課
4	27	H28.4.15	監査第10号	財政援助団体等監査	株式会社未来サポートさだ及び農林水産部農業振興課	<p>【地域主体型アグリビジネスモデル構築事業について（農業振興課に関する事項）】</p> <p>① 変更承認の必要性について 経費区分間の予算配分の変更に係る変更承認については、補助金交付要綱に沿った承認を行うこととされたい。</p> <p>併せて、補助事業者にも「出雲市補助金交付規則」及び当該補助金交付要綱について説明をし、規則及び要綱に沿った補助金交付申請等がなされるよう適宜、助言及び指導を行われたい。</p>	平成27年度事業においても経費区分の増減率が30%を超える経費があり、補助金変更交付申請手続きを行うよう指導を行いました。	農林水産部	農業振興課
5	27	H28.4.15	監査第10号	財政援助団体等監査	株式会社未来サポートさだ及び農林水産部農業振興課	<p>【地域主体型アグリビジネスモデル構築事業について（農業振興課に関する事項）】</p> <p>② 事業全体経費の把握について この補助金の交付額は定額となっているが、補助金を交付する市として、この事業実施に際して必要な全体経費を把握しておくことは重要と思われる。今後、補助対象経費だけでなく事業の全体経費の分かる書類の提出を補助事業者に求めることとされたい。</p>	補助金にかかる事業全体の収支に対して、報告するよう指導を行いました。	農林水産部	農業振興課

財政援助団体等監査に対する改善措置の状況

通し	監査実施年度	監査通知年月日	監査文書番号	監査種別	監査対象	監査結果	措置の状況	回答担当部	担当課
6	27	H28.4.15	監査第10号	財政援助団体等監査	斐川町地域農業再生協議会及び農林水産部農業振興課	<p>【ひかわ元気農業支援事業について（斐川町地域農業再生協議会に関する事項）】</p> <p>①実績報告事項の不足について 斐川町地域農業再生協議会が「ひかわ元気農業支援事業」の実績報告の際に添付された書類は、事業に関する収支決算書のみで、この事業において交付を受けた補助金の額を確定するために必要な書類は添付されていなかった。今後は、この事業の成果が、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合しているか確認できる書類を添付されたい。</p>	平成27年度の実績報告より、「ひかわ元気農業支援事業」の実績報告に併せて同支援事業メニュー一覧、支援メニューごとの支援状況を記載した書類及び各補助対象者ごとの事業内容・事業量・事業費・補助率・補助金交付額を記載した書類を添付するよう指導しました。	農林水産部	農業振興課
7	27	H28.4.15	監査第10号	財政援助団体等監査	斐川町地域農業再生協議会及び農林水産部農業振興課	<p>【ひかわ元気農業支援事業について（農業振興課に関する事項）】</p> <p>①実績報告事項の不足及び審査について 斐川町地域農業再生協議会から提出された「ひかわ元気農業支援事業」の実績報告に添付された書類は、事業に関する収支決算書のみであった。今後は、この事業の成果が、補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合しているか確認できる書類の添付を求め、補助金支出の適正性を確認することとされた。</p>	平成27年度の実績報告より、「ひかわ元気農業支援事業」の実績報告に併せて同支援事業メニュー一覧、各支援メニューごとの支援状況を記載した書類及び各補助対象者ごとの事業内容・事業量・事業費・補助率・補助金交付額を記載した書類を添付し、補助金交付決定の適合性や補助金支出の適正性を確認するようにしました。	農林水産部	農業振興課
8	27	H28.4.15	監査第10号	財政援助団体等監査	斐川町地域農業再生協議会及び農林水産部農業振興課	<p>【ひかわ元気農業支援事業について（農業振興課に関する事項）】</p> <p>②補助金の概算一括交付の必要性について 市は、斐川町地域農業再生協議会に対し、平成26年度分として交付決定を行った「ひかわ元気農業支援事業」に係る補助金の全額を、同協議会からの概算払請求に基づき支出している。しかし、この時点で同協議会は補助事業の追加募集を行っており、市の補助金全額がなければ事務の取扱いに支障を及ぼす状態であったとはいえない。概算払は、債務金額の確定前に行う例外的支出方法であるので、今後は、概算払の必要性と共に概算払金額の適正性を検討することとされた。</p>	平成28年度より、事業の執行に応じた概算払いを行っています。	農林水産部	農業振興課
9	27	H28.4.15	監査第10号	財政援助団体等監査	若宮地区畑地かんがい水利組合及び農林水産部農林基盤課	<p>【若宮畑かん揚水機場渦巻ストレーナ修繕工事について（若宮地区畑地かんがい水利組合に関する事項）】</p> <p>①経費の収支を明らかにした書類等の整備年限遵守について この補助事業には、「出雲市土地改良事業等補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）」に基づく市の補助金が交付されている。この補助金交付決定時の条件に、経費の収支を明らかにした書類、帳簿の5年間整備があるが、工事請負業者から受領した請求書の提出がなかった。今後は、市からの補助金により事業を実施する場合は、補助金交付決定時の補助条件を遵守されたい。</p>	今後は、補助金交付条件を遵守し帳簿等をきちんと保存すること、また、その旨役員交代時にも、きちんと引き継ぎを行うよう指導しました。	農林水産部	農林基盤課
10	27	H28.4.15	監査第10号	財政援助団体等監査	若宮地区畑地かんがい水利組合及び農林水産部農林基盤課	<p>【若宮畑かん揚水機場渦巻ストレーナ修繕工事について（若宮地区畑地かんがい水利組合に関する事項）】</p> <p>②事業実施に伴い発生した収入の報告について この度の補助事業は、揚水ポンプ渦巻ストレーナの交換であったため、建設廃棄物処分に伴う収入があったが、実績報告書に添付された収支決算書ではこの収入についての報告がなかった。事業実施に伴う収入があった場合は、すみやかに市へ報告することとされた。</p>	今後は、補助事業実施において判断に迷うような場合があれば、必ず市へ報告し協議するよう指導しました。また、その旨、役員交代時にもきちんと引き継ぎを行うよう指導しました。	農林水産部	農林基盤課

財政援助団体等監査に対する改善措置の状況

通し	監査実施年度	監査通知年月日	監査文書番号	監査種別	監査対象	監査結果	措置の状況	回答担当部	担当課
11	27	H28.4.15	監査第10号	財政援助団体等監査	若宮地区畑地かんがい水利組合及び農林水産部農林基盤課	<p>【若宮畑かん揚水機場渦巻ストレーナ修繕工事について（農林基盤課に関する事項）】</p> <p>②補助金の決定について 補助金は、「補助金交付要綱」第3条の別表備考により、「補助対象事業費に補助率を乗じて得た額、又は（補助対象事業費から）関係面積に10 アールあたり15,000 円を乗じて得た金額を減じた額のいずれか高い額」と規定されているが、補助金交付決定時の起案文書には、比較検討した結果の記載がなかった。このことについては、別途、比較検討を行っているとのことであるが、比較検討した結果について起案文書に記載することとし、決定根拠を明確にされたい。</p>	<p>今後は、比較検討結果を明記し決定根拠を明確にします。</p>	農林水産部	農林基盤課
12	27	H28.4.15	監査第10号	財政援助団体等監査	若宮地区畑地かんがい水利組合及び農林水産部農林基盤課	<p>【若宮畑かん揚水機場渦巻ストレーナ修繕工事について（農林基盤課に関する事項）】</p> <p>③事業実施に伴い発生した収入の的確な把握について 事業実施に伴い発生した収入の報告を補助事業者に求めることとし、的確な補助金交付に努められたい。</p>	<p>平成28年度から交付決定通知に補助条件として、発生材が有価の場合は精算する旨を追記するよう処置しています。</p>	農林水産部	農林基盤課